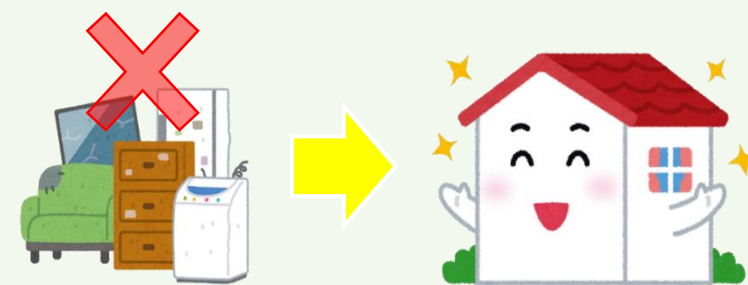


守山市空き家等家財処分費補助金

空き家の有効活用を図るため、空き家内に残存する家財道具等の処分等に要する経費の一部を補助します！

補助対象者

- 補助対象空き家の所有者等であること
- 市税等の滞納をしていない者



補助対象空き家

- **モデル自治会内に位置する空き家であること**
※モデル自治会：杉江、三宅稲葉、赤野井、矢島、木浜、今浜、幸津川自治会
- 個人の所有であること
- 次の①～③のいずれかに該当する空き家であること
 - ①市の空き家情報バンクに登録された空き家(交付決定日から1年以内に登録予定の空き家を含む)
 - ②補助金交付決定日から2年以内に利活用が図られる予定の空き家
 - ③補助金交付決定日から2年以内に解体し、当該建物敷地を第三者へ売却または賃貸する予定の空き家

補助対象事業

- ① **家財**(=空き家の室内および敷地内に使用されず放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具)の**処分**
 - ② 空き家の建物内および建物敷地内の**清掃**
 - ③ 空き家の建物敷地内の庭木等の**除却等**
- ※②・③は、①の家財処分と合わせて行う場合に限る

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令に基づき適正に処理された場合に限る。

申請書類

- 交付申請書兼請求書
- 領収書およびその内訳が確認できる書類
- 着手前と完了後の写真
- 誓約書兼同意書

申請期限：令和9年2月26日まで

▼詳細は市HPへ



補助金の額

上限10万円(補助対象経費の 1/2 以内の額)